

特定非営利活動法人の条例指定について

平成26年度第1回目の申出期間中に次の法人から指定の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況

(1) 申出期間（平成26年度第1回目）

平成26年6月2日（月）～平成26年7月31日（木）

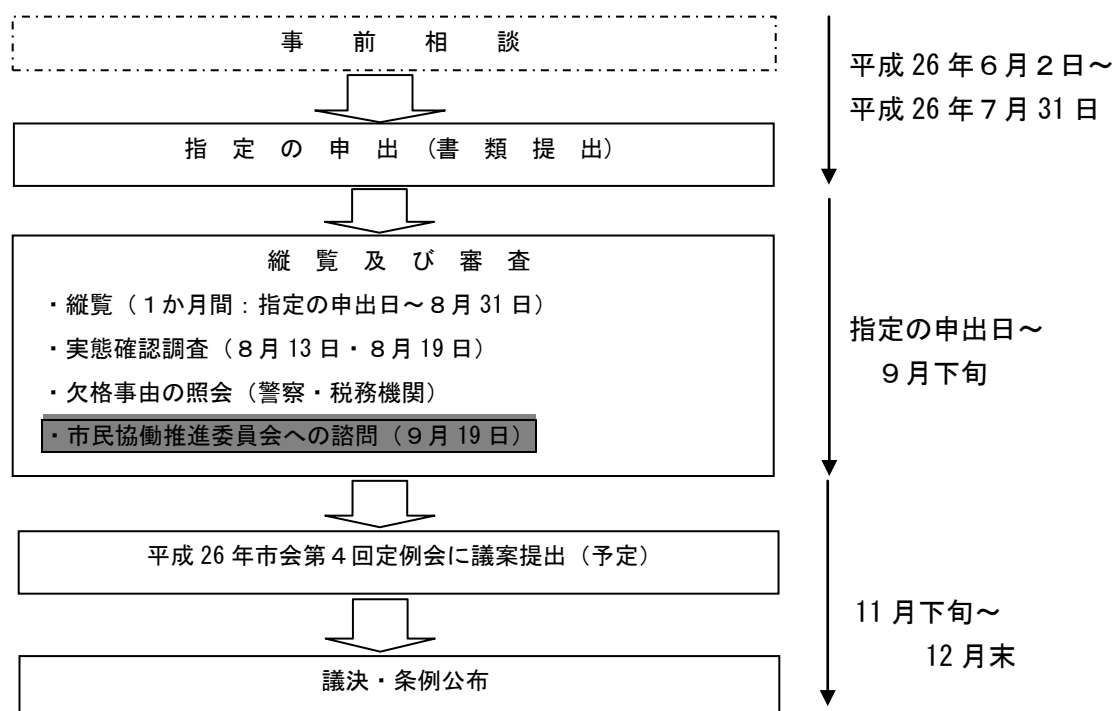
(2) 申出法人

特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来

※法人の概要及び指定基準等の適合については、【資料1-2～資料1-4（申出法人の概要一覧・指定基準適合表・公益要件に関する適合について）】参照

※なお、この他に1法人から申出がありましたが、審査途中で当該法人から取下げの申出があり、上記1法人の申出となりました。

2 申出から指定までの流れ



3 関係法令

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第4条第2項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第17条第1項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

4 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み（【参考資料1】参照）
- (2) 横浜市の指定NPO法人一覧（【参考資料2】別表 参照）

申出法人の指定基準適合表（指定基準3（公益要件）については、【資料1-4】参照）

	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来
			判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料1-4】参照	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員の数にうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の数にうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の数にうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合
指定基準4	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■現金出納帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■現金出納帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
指定基準5	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合
(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与(謝金)台帳 ■給与規程 ■役員報酬規定 ■総勘定元帳 ■収支計算書	適合	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-		
指定基準7	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	
(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合	
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	
(8) 次のいずれかに該当する法人			
ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	
備考1	縦覧期間中（申出日～8月31日）の市民からの法人に対する意見		無し
備考2	実態確認調査日		平成26年8月13日・平成26年8月19日

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来
代表者の氏名	理事長 小林 哲子
主たる事務所の所在地	横浜市戸塚区南舞岡四丁目6番19号
設立年月日	平成23年12月19日
定款に記載されている目的	この法人は、広く市民に対し、横浜市の原風景である谷戸の景観をとどめている「舞岡公園」を中心に、自然体験・農体験・古民家伝承行事に関する事業を行い、先人達が生活し維持保全してきた田んぼ・里山と一体になった谷戸の自然環境を、谷戸で受け継がれてきた文化や農体験と共に、大切に永く後世に引き継ぐことをもって、環境の保全及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。
活動分野	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育の推進を図る活動 2 環境の保全を図る活動 3 子どもの健全育成を図る活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 舞岡公園の維持管理運営に関する事業 2 谷戸の生態系を踏まえた動植物との共生を図る事業 3 地域の伝承行事や農文化の普及及び体験に関する事業 4 環境保全に関する事業 5 人材育成に関する事業 6 里山の資源の活用に関する事業
活動地域	戸塚区
収支の概要	<p>【平成24年度】</p> <p>収入合計 32,584,832円 支出合計 30,888,208円 収支差額 1,696,624円</p> <p>【平成25年度】</p> <p>収入合計 25,920,453円 支出合計 25,180,666円 収支差額 739,787円</p> <p>【平成26年度（予算）】</p> <p>収入合計 26,976,000円 支出合計 25,076,000円 収支差額 1,900,000円</p>
資産、負債等の概要	<p>【平成25年度末】</p> <p>資産合計 10,134,472円 負債合計 7,698,061円 正味財産合計 2,436,411円</p>

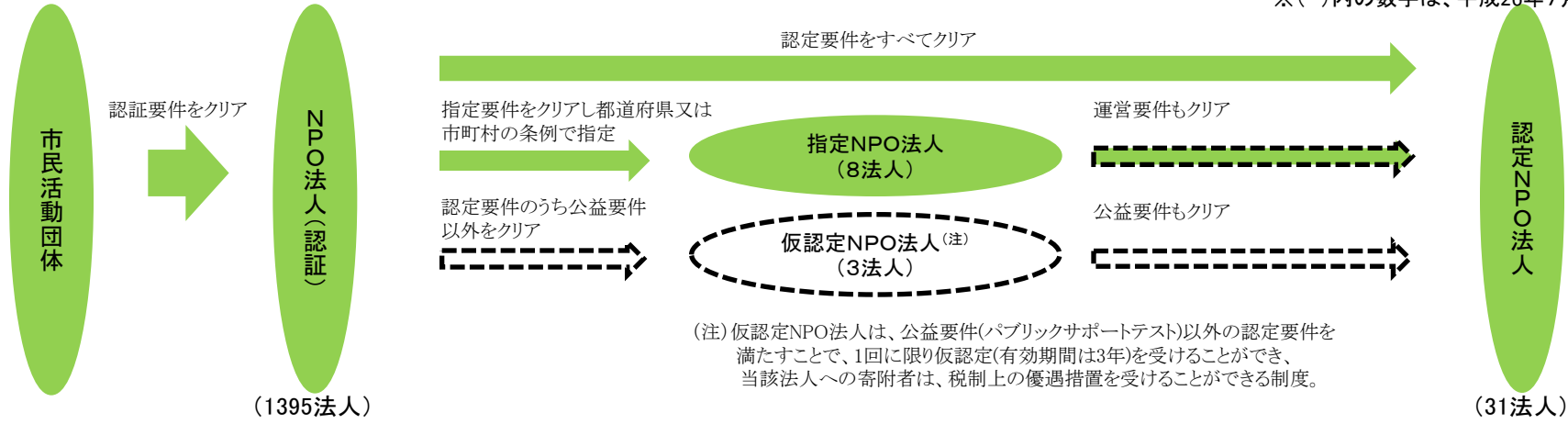
申出法人の指定基準3（公益要件）に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来
		法人による説明内容（要約）
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※次の(7)から(オ)の項目を総合的に判断		
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の実施に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■指定管理基本協定書 ■指定管理年度協定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市舞岡公園自然体験施設の指定管理者として、舞岡公園内の田んぼや雑木林などの谷戸の原風景や、古民家の維持管理を行うほか、田植え等の農文化や伝承行事の体験に関する事業を行っている。 ・生物多様性の創出、維持保全のための活動を行っており、外来動植物等の防除活動も横浜市と協力しながら取り組んでいる。
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■指定管理年度協定書 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会・理事会の議事録 ■帳簿類 	<ul style="list-style-type: none"> ・長年に渡り、指定管理料や寄附金を有効に活用しながら、安定した運営を行っており、正味財産も増加している。 ・組織面では、効率的・効果的な管理運営を行うために、①田園体験②農文化体験③施設管理④生物多様性⑤地域連携⑥谷戸再生⑦人材育成の7つの部門を設置し、円滑な運営のための組織体制を取っている。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、チラシ ■ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月発行する「舞の里だより」などの広報により広くボランティア・体験参加などの機会を提供し、市民を中心に県内住民も含め、老若男女他、広範な参加機会を提供しながら事業を進めています。その結果、完全無償の年間延べボランティア数は約1万人を数えています。
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■パンフレット、チラシ ■ホームページ ■帳簿類 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体発足時から、団体独自の取り組みとして、農文化や伝承行事の体験に関する事業を行い、子どもたちや市民に環境教育・環境学習を推進してきた。特に、教育機関の体験学習に力を入れて取り組んでおり、平成25年度は、幼稚園から大学まで全部で11の教育機関の参加があった。 ・夜間観察会、肝試し、繭玉作り、案山子祭りなど、多数のイベントを企画して実施している。
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■パンフレット、チラシ ■ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設である田んぼ・畑・雑木林などの維持管理は、完全無農薬・有機栽培および手作業による沢山のボランティアの参画や、維持管理で発生した資源をボランティアによる手作り製品として販売することなどにより、費用対効果を高めている。 ・古民家等を広く来園者に開放し、異世代間交流の場、そして都会の癒しの里として、広く市民の利益に寄与している。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
(7) 行政から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■指定管理基本協定書 ■指定管理年度協定書 	<ul style="list-style-type: none"> ①指定管理 舞岡公園自然体験施設の指定管理 (平成24年4月1日～平成28年3月31日) (現在二期目)

認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み

※()内の数字は、平成26年7月31日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 設立の手續、申請書、定款の内容が規定に適合していること (2) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (3) 暴力団、暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと (4) 10人以上の社員を有すること	(1) 公益要件(下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (a) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (b) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件(パブリックサポートテスト)(下記のいずれかを満たすこと) ア 相対値基準: 経常収入額における寄附金額の割合が5分の1以上 イ 絶対値基準: 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ 指定NPO法人であること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の縦覧 書面上の形式審査 	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の縦覧 書面審査 法人事務所等での実態確認調査 横浜市市民協働推進委員会への諮問・意見聴取 横浜市議会での議決(6月・12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 書面審査 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 ア 個人が寄附をした場合 当該寄附金から2千円を控除した金額の6%分が市民税から控除 ※当該法人が県の指定も受ける場合は、当該寄附金から2千円を控除した金額の4%分が県民税から控除。市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる (2) 認定要件の一つである公益要件(パブリックサポートテスト)が免除	(1) 税制上の優遇措置 ア 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 当該寄附金から2千円を控除した金額の40%分が所得税から、6%分が市民税から、4%分が県民税からそれぞれ控除。 イ 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入が認められる ウ 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる
5 有効期間	なし	5年間	5年間

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

平成24年12月28日（条例第59号）

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該特定非営利活動法人に係る横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第29条の4の3第2項の期間を別表のとおり定める。

附 則

(略)

別表（平25条例38・平25条例68・一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	平成24年1月1日から平成26年3月6日まで
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区三ツ境10番地の6	平成25年1月1日から平成30年6月30日まで
特定非営利活動法人市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2	平成25年1月1日から平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	中区真砂町三丁目33番地	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで



【変更後】

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	平成24年1月1日から平成26年3月6日まで
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区三ツ境10番地の6	平成25年1月1日から平成30年6月30日まで
特定非営利活動法人市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2	平成25年1月1日から平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	中区真砂町三丁目33番地	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目6番19号	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで

追加